

## B 一部指定申請に係る提出書類等

### 1 市場第一部銘柄への指定に係る提出書類一覧（内国株券）

市場第一部銘柄への指定にあたってご提出いただく書類は、次ページ以降に記載する一覧のとおりです。それぞれの書類については、申請時又は提出要件に該当した都度ご提出いただくこととなります。

（留意点）

- (1) 申請書類のうち、当取引所が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、電磁的記録によりご提出ください。なお、申請受付時には、提出資料一覧をご作成のうえ、冒頭に申請会社代表者が記名押印し、書面でご提出ください。
- (2) 後述の提出書類等の表に記載されている部数は、書面でご提出いただく際の部数となります。電子的記録でご提出いただく場合には、例えば部数が2部となっている場合であっても、電子データ1ファイルのご提出でかまいません。

（記号表記・規程の記載について）	
※	東証所定の様式に基づきご提出いただきます。 様式については、「2 市場第一部銘柄への指定にあたっての提出書類の様式（内国株券）」をご覧ください。
◎	元引受（幹事）証券会社が提出することになります。
(写)	原本の写しをご提出いただきます。
◆	予備申請の際にご提出いただく書類になります。
◇	予備申請の際にご提出いただきますが、ドラフト・未確定版でも結構です。
■	書面でご提出いただく書類になります。
規程	有価証券上場規程
規則	有価証券上場規程施行規則
ガイドライン	上場審査等に関するガイドライン

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
全ての申請会社にご提出いただく書類				
指定申請日	上場株券の市場第一部銘柄への指定申請書※◆■	予備申請の際は上場株券等の市場第一部銘柄への指定	1部	規程第307条②

		予備申請書※		
〃	市場第一部銘柄への指定の申請にかかる宣誓書※◆■		1部	規程第307条②
〃	市場第一部銘柄指定基準に関する株券等の分布状況表※◇	一部指定に際して公募・売出し又は数量制限付分売により株主数や流通株式に関する基準を充足する予定である場合は不要。	1部	規則第309条②(1) a
〃	最近2年間に終了する各事業年度の有価証券報告書及び直前事業年度の有価証券報告書の添付書類◇		1部	規則第309条②(1) b
〃	市場第一部銘柄指定審査に関する回答書※◇		2部	規則第309条②(1) c
〃	諸規則集(写)◆		1部	規則第204条①(10) 規則第309条②(1) f
〃	主要な事業活動の前提となる事項について◆		1部	規則第204条①(12) 規則第309条②(1) f
〃	反社会的勢力との関係がないことを示す確認書※◆■		1部	規則第309条②(1) g
〃	確認書※◎◆■		1部	規則第309条②(1) h
〃	直近の四半期末における四半期貸借対照表◆	四半期報告書に財務諸表(単体)が掲載される場合は不要。 審査期間中に四半期末を迎えた場合はその都度提出。ただし、電子開示手続き(EDINET)により提出が行われている場合には、当該書類の提出は不要。	1部	規則第206条①(9)の2 規則第309条②(1) i

指定承認前	市場第一部銘柄指定基準にかかるとかかる時価総額算定書		1部	規程第308条(4)
指定申請日	最近5年間の連結子会社の計算書類(連結財務諸表を作成している場合は連結計算書類も含む)(写)	直前事業年度における影響度が20%以上となる場合に限る。	1部	一部指定回答書 記載要領XI(1)
〃	最近5年間及び申請事業年度に提出した訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書(写)		1部	一部指定回答書 記載要領XI(2)
〃	最近5年間の連結財務諸表及び財務諸表(写)	最近2年間に終了する各事業年度の有価証券報告書に記載されている連結財務諸表及び財務諸表を除く。ただし、電子開示手続き(EDINET)により提出が行われている場合には、当該書類の提出は不要。	1部	一部指定回答書 記載要領XI(3)
〃	最近5年間における連結財務諸表及び財務諸表を作成していない事業年度に関する計算書類及び附属明細書(写)			一部指定回答書 記載要領XI(4)
〃	最近2年間及び申請事業年度の取締役会議事録(写)		1部	一部指定回答書 記載要領XI(5)
〃	最近1年間及び申請事業年度の監査役会(監査委員会)議事録(写)		1部	一部指定回答書 記載要領XI(6)
〃	最近1年間及び申請事業年度の監査役監査(監査委員会監査)に係る資料(写)	IV.4.cのフローに係る帳票を対象とする。	1部	一部指定回答書 記載要領XI(7)
〃	最近1年間及び申請事業年度の内部監査に係る資料(写)	IV.3.dのフローに係る帳票を対象とする。	1部	一部指定回答書 記載要領XI(8)
〃	最近2年間の法人税申告書	申請会社及び記載	1部	一部指定回答書

	及び添付の勘定科目内訳明細書（写）	すべき子会社を対象とする。		記載要領XI（9）
〃	申請事業年度の月次業績管理資料（写）		1部	一部指定回答書 記載要領XI（10）
〃	申請事業年度に係る年度予算計画書、中期経営計画書及び計画策定に際して使用した一連の社内資料（写）	VII. 1.（1）及び（2）のフローに係る帳票を対象とする。	1部	一部指定回答書 記載要領XI（11）
〃	経営上重要な契約（写）		1部	一部指定回答書 記載要領XI（12）
〃	製・商品及びサービスについてのカタログ、パンフレット等		1部	一部指定回答書 記載要領XI（13）
〃	最近5年間の監査報告書及び四半期レビュー報告書（写）		1部	一部指定回答書 記載要領XI（14）
〃	最近1年間の内部統制報告書（写）		1部	一部指定回答書 記載要領XI（15）
〃	IIの部記載要領IV.5.(1)d「適時開示資料等の管理状況」に記載した対応を文書化した資料（社内規程・マニュアル等）◆		1部	一部指定回答書 記載要領XI（16）
〃	事務フロー◇		1部	一部指定回答書 記載要領XI（17）
〃	eラーニングに係る同意書◆ ■		1部	—
公募により形式基準「純資産の額」を充足する場合				
指定承認前	純資産の額計算書◇		1部	規程第308条（5）
最近2年間に合併（上場会社とその子会社又は上場会社の子会社間の合併を除く。）を行っている場合				
指定申請日	合併当事会社（上場会社及びその子会社を除く。）すべての当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等		1部	規則第309条②d

非上場の親会社等を有している場合				
指定申請日	親会社等の適時開示等に係る確約書	新規上場時に提出している場合には不要。	1部	ガイドラインIV 1.
一部指定に際して公募・売出しを行う場合				
指定申請後遅滞なく	公募又は売出予定書※◎■		1部	規則第310条①(5)
申込期間の終了の日から起算して3日目(休業日を除く。)の日まで	公募又は売出実施通知書※◎■		1部	規則第310条①(5)
非取引参加者証券会社または外国証券業者が元引受契約等を締結する場合				
契約後遅滞なく	契約書(写)		1部	規則第212条①(6) c 規則第310条①(5)
一部指定に際して数量制限付分売を行う場合				
指定申請後遅滞なく	数量制限付分売予定書※◎■		1部	規則第310条①(6)
分売の日から起算して3日目(休業日を除く。)の日まで	数量制限付分売後の株券等の分布状況表※◎■		1部	規則第310条①(6)
退職給付会計の適用に伴う「純資産の額」の取扱い				
指定申請日	退職給付に係る会計基準退職給付会計の適用に伴う「純資産の額」の取扱いの適用を受ける場合の純資産の額及びその算定の過程を記載した書面◇■		1部	規程第705条

持株会社になった後、直前事業年度末日までに2年以上を経過していない場合				
指定申請日	当該期間のうち持株会社になる前の期間における子会社（持株会社になった日の子会社に限る）の各連結会計年度の連結財務諸表（連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表）。 監査報告書を添付。■	子会社が複数あるときは、当該複数の子会社の連結損益計算書等若しくは損益計算書又は四半期連結損益計算書等若しくは四半期損益計算書を結合した損益計算書を添付する。監査報告書を添付。	1 部	規則第 309 条②(1) e